

オープンイノベーション推進事業業務委託仕様書

1 目的

県内事業者とスタートアップのオープンイノベーション（共創・連携）を支援することで、双方の新たなビジネスチャンスを創出するとともに、県内におけるオープンイノベーションの機運醸成を図り、新規事業や第二創業の創出を促進する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容等

（１）～（６）に基づき、県内事業者と県内外のスタートアップによるオープンイノベーションを推進するための取組を企画・運営すること。

（１）県内事業者への個別ヒアリング

本事業への親和性が高い県内事業者と個別面談を実施し、新規事業開発やオープンイノベーションに係る支援ニーズをヒアリングするとともに、スタートアップとのオープンイノベーションの意義や手法、事例についてレクチャーすること。

①対象

- ・県内に本社又は事業所を置く、新規事業開発や第二創業に意欲的な事業者とし、県と協議の上、20社程度選定すること。
- ・事業者のリストアップにあたっては、県のほか、公益財団法人あきた企業活性化センターや県内金融機関と連携すること。

②時期

- ・令和7年8月～9月を目処に個別ヒアリングを実施すること。

③内容

- ・事業目的の達成に効果的なヒアリング項目や、情報提供すべき内容を提案すること。なお最終的な内容については、県と協議の上、決定すること。

④手法

- ・個別ヒアリングは、原則、現地訪問によるものとするが、対象事業者から要望があった場合等はオンラインによる実施も可能とする。

⑤その他

- ・対象事業者が、後述するワークショップ等への参加や協業サポートの活用につながるよう考慮すること。
- ・ヒアリング後に、事業者から追加で情報提供のニーズがあった場合は、可能な範囲で対応すること。
- ・ヒアリング内容をとりまとめ、事業実績報告時にデータで提出すること。

（２）ワークショップ等の開催

県内事業者に、スタートアップとのオープンイノベーションによる新規事業開発に

関する学びと、実践に向けたスキル習得の機会を提供するワークショップ等を企画・運営すること。

①対象

- ・県内に本社又は事業所を置く、新規事業開発や第二創業に意欲的な事業者の経営者や新規事業開発担当者等 10 者程度

②時期

- ・令和7年9月～12月を目処に3回開催すること。
(参加者は3回全てに出席することを推奨)

③会場

- ・県内各地から参加しやすい秋田市内の会場とすること。
- ・なお、事業効果が高まる場合等は、オンラインでの開催も可能とする。

④募集

- ・対象者に効果的に周知できる手法を提案し、募集・取りまとめを行うこと。
- ・特に(1)のヒアリング先には、個別に案内するなど積極的に参加を促すこと。

⑤内容

- ・オープンイノベーションを想定した新規事業アイデアの創出や事業性の検証、実現に向けた手法・スキルの習得、スタートアップへの理解促進・交流促進に繋がる内容で、各回のテーマや内容を企画すること。
- ・開催形式は、ワークショップ、セミナー、交流会など、各回のテーマに合わせて決定し、参加者が3回連続で参加する意義が高い仕組みとすること。
- ・運営にあたっては、可能な限り、(1)の個別ヒアリングで把握したニーズを考慮すること。

⑥その他

- ・参加者に対してアンケートを実施し、実施効果について分析すること。
- ・ワークショップ等の終了後、参加者が具体的な次のステップに進むことができるよう、各社の状況に合わせてサポート情報の提供等を行うこと。

(3) 県内事業者とスタートアップの協業サポート

県内事業者とスタートアップのオープンイノベーションの実現に向けて、具体的なマッチングを含む伴走支援を実施すること。

①対象

- ・県内に本社又は事業所を置き、オープンイノベーションを活用した新規事業の取組を具体的に進めたい意向のある事業者 3 社程度

②時期

- ・令和7年12月～令和8年3月を目処にサポートを実施すること。

③募集

- ・(1)(2)の対象事業者を中心に募集し、県と協議の上、対象者を選定すること。
- ・(1)(2)以外の者も募集対象として差し支えないが、その場合は、既にオープンイノベーションを視野にいた新規事業計画を有する者を選定の対象とすること。

④内容

下記を参考に、将来的な協業の実現につながる効果的な伴走支援手法を提案し、実施すること。

＜参考：想定される伴走支援内容＞

- ・ビジネスモデルや事業計画のブラッシュアップ、メンタリング
- ・協業相手となり得るスタートアップの探索、情報提供
- ・マッチング支援（面談セッティング・同席・助言 等）
- ・マッチング先との各種調整のサポート
- ・実証実験の実施に向けた助言 等

（４）実施体制

- ・県内事業者とスタートアップは、スピード感や組織文化、商取引習慣の違いなど、それぞれの特性が違っていることを前提に、両者の違いを熟知した上での各種調整や、ビジネス創出可能性を判断できる体制で実施すること。
- ・スタートアップと中小企業等の連携業務経験者や、中小企業支援において新規事業開発支援の実績を有する者、スタートアップ支援のノウハウを保有している者など、可能な限り実体験から助言できる人材を支援体制に組み入れること。

（５）事業運営に係る留意事項

- ・事業の実施にあたっては、本事業単体で完結させるのではなく、本県のスタートアップ支援「AKISTA（アキスタ）」や、関係機関の関連事業と効果的に連携できるよう工夫すること。

参考）秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-S-T-A」

スタートアップ特設ページ (<https://a-sta.a-i-ju.jp/startup>)

- ・事業終了後も、県内事業者やスタートアップが、自律的に事業を進めていくことができるような支援を実施すること。

（６）企画提案に係る留意事項

- ・提案する内容は、業務目的の達成に有効かつ実効性を備えているものとする。
- ・提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を示すこと。
- ・提案に係る経費の内訳を示すこと。
- ・本業務は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）」を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費は委託経費に含めることができない。（例：参加者に配布するノベルティやプレゼント等の経費）

4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。